

## ● 「合理的配慮提供の義務化」

・令和3年に障害者差別解消法が改正され、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されました。

・改正後（令和6年4月1日施行）

	行政機関	事業者
不当な差別的取扱い	禁止	禁止
合理的配慮の提供	義務	<b>努力義務 ⇒ 義務</b>

## ● 「合理的配慮」の提供とは

### 具体例①

・物理的環境への配慮（例：肢体不自由）

申出内容 ⇒ 飲食店等で車椅子のまま着席したい

**【対応】 備え付けのイスを片付けて、車椅子のまま着席できるスペースを確保**

### 具体例②

・意思疎通への配慮（例：弱視難聴）

申出内容 ⇒ 難聴のため筆談によるコミュニケーションを希望したが、弱視でもあるため細いペンや小さな文字では読みづらい。

**【対応】 太いペンで大きな文字を書いて筆談を行った。**

・日常生活・社会生活において提供されている設備やサービス等については、障害のない人でも簡単に利用できても、障害のある人にとっては利用が難しく、結果として障害のある人の活動などが制限される場合、障害のある人の活動などを制限しているバリアを取り除く必要がある。

## ● 合理的配慮に関する「過重な負担」とは

①事務・事業への影響の程度 ②実現可能性の程度 ③費用・負担の程度

④事務・事業規模 ⑤財政・財務状況

・以上の要素等を考慮し、具体的な場面や状況に応じて総合的・客観的に判断し、過重とならないよう合理的配慮を行う。

## ● 「合理的配慮」の提供における留意点

・個別の状況に応じて柔軟に検討する必要がある。前例がないことは断る理由にならない。  
・障害のある人もない人も同じようにできる状況を整えることが目的であり、「特別扱ではない。

・同じ障害でも程度によって適切な配慮が異なりますので、ひとくくりにせず個別に検討する必要がある。